

令和3年度第1回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：令和4年3月23日（水）

午前9：30～11：35

場所：箕面市役所別館6階会議室A

日程第1 会長選出の件

箕面市個人情報保護制度運営審議会規則第2条第1項の規定に基づき、委員の互選により、岡田委員が会長に選出された。

日程第2 会長職務代理者指名の件

箕面市個人情報保護制度運営審議会規則第2条第3項の規定に基づき、会長が藤田委員を会長職務代理者に指名した。

日程第3 訒問事項①について

道路、橋りょう、林道の整備における事業用地の買収及び道路整備周辺の土地・物件の所有者に対する整備内容の周知について

【担当：みどりまちづくり部道路整備室・道路管理室】

【概要】

道路、橋りょう、林道の整備事業において、所有者不明の土地に係る用地買収や事業の説明を行うため、その所有者について納税者情報を目的外利用することで把握しようとするものである。

よって、個人情報保護条例第10条の規定に基づき、詰問するものである。

【質疑応答】

委：条例第10条第1項第7号く実施機関が運営審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めた場合の規定に基づき、本詰問をしているが、「公益上必要」とはどのように認識しているか。

市：例えば、対象地の前の道路を整備するに当たり、付近で通行止めなどの影響がでるため所有者には通知を行うが、実際、空き家や更地の場合は通知が難しく、水路工事等で民地に影響が出る場合もある。こうした道路整備や管理において個人に影響するケースの対応が必要なことから「公益上必要」と

判断した。また、実務上、所有者へ連絡が取れないことで、職員が夜間まで対応をしていることもあり、事前に連絡先を取得する方法の一つとして諮詢している。

委：事業所管室とあるが、どこの部署が考えられるか。

市：みどりまちづくり部道路整備室・道路管理室になる。現状2室以外では想定していない。

【答申】

適切であると判断する。

日程第3 訒問事項②について

児童家庭相談システムにおける住民基本台帳システムとの連携について

【担当：子ども未来創造局児童相談支援センター】

【概要】

平成19年6月に答申を得ている「児童家庭相談業務管理システム」の更新に伴い、改修するものである。

児童相談支援センターにおいて、児童の家庭養育に関する相談や、虐待通告の対応等の進行管理を行う「児童家庭相談システム（以下、児相システム）」について、住民基本台帳システム（以下「住基システム」という。）と連携し、住民異動情報をタイムリーに把握することで、迅速な虐待対応を図る。

よって、個人情報保護条例第11条の規定に基づき、諮詢するものである。

【質疑応答】

委：住基システムとの連携において、個人情報の漏えいについてどのように考えているか。

市：人的漏えいリスクについて、児相システムは限られた端末でのみ利用可能とし、利用できる職員を限定する。さらに、ユーザID/パスワードによる認証を行い、アクセス権を持たない職員による不正な入手への対策を施している。また、新規職員等へは研修を行い、地方公務員法における守秘義務や情報リテラシーについての理解を深めている。

技術的漏えいリスクについては、閉域網で稼働させている。

委：「住基複製ファイル」とあるが、一時的に保管するものなのか。

市：永久的に保管する。

委：①なぜ「住基複製ファイル」を永久的に保管するのか。②児相システムを利用する職員は箕面市職員のみか。

市：①日次更新することでリアルタイムに異動情報を把握するため。②箕面市職員のみである。

委：厚生労働省の運用のため、市側の問題ではないが、月1回しか「全国統一情報共有システム」へデータを登録しないのか。少ないように感じる。

市：ご指摘のとおり。しかし、転出入情報だけであれば、その都度システムへ登録することが可能。

委：児相システムのサーバーはどこにあるのか。

市：箕面市内である。

委：①「住基複製ファイル」は住基システム本体と同等のセキュリティが必要である。技術的には担保されているのか。また、情報連携について市民部の了承は得ているのか。②市から「全国統一情報共有システム」へ情報を登録しているとのことだが、市側が「全国統一情報共有システム」を検索・閲覧できないのか。（転入者の転入元の情報等は検索できないのか）

市：①住基システムと同様の対策をとっている。また情報セキュリティ委員会にて情報連携について報告している。②市側も検索・閲覧できる。

委：DV案件について、他市職員が「全国統一情報共有システム」を利用せず、直接諮詢担当室へ問い合わせ（電話等）してきた際、初動対応をとった担当室職員に対して、安易に要支援者の機微情報を伝えない等指導をしているか。

市：機微情報については、依頼者の身元を十分確認の上、必要な範囲のみ回答するようになっている。職員へも重々説明を行っている。

委：市の根幹となる住基ファイルを複製し、児相システムで保有することはセキュリティ面のリスクが増えることとなる。それを踏まえた上で、住基ファイル全件の情報を児相システム内に保有しておく必要性はどれだけあるのか。

市：本市の運用（技術的）上、住基ファイルと児相システムは直接リアルタイムで連携することができない。住基ファイル内全件の情報を児相システムに保有しておかなければ、新規の対象者が来た際にリアルタイムで検索ができないため、保有するものである。

委：理解はできる。しかし、複製を保有するというリスクがある中で、情報連携しか方法が提示されていないことに関して違和感がある。例えば、担当者間の業務連携（手作業）では難しいのか。

市：通告件数は年間1000件程。緊急性の高いケースも想定し、リアルタイムで検索する必要がある。

委：「住基複製ファイル」を永久的に保有することに問題がある。必要な時だ

け連携するという方法でもよいのではないか。

委：異動情報だけが欲しいなら、それだけを連携すればよい。住基ファイル全件の情報を保有する必要がない。

市：世帯情報なども必要となるので、全件の情報を保有したい。

委：実際の通報内容は、「ここのマンションのどこから泣き声が聞こえる」といったようなものが多い。よって、特定の個人情報のみを連携するのではなく、地域全体をある程度把握できる全件の情報を保有したいという意図は理解できる。

委：他市町村ではどのように運用しているか。

市：複製ファイルの手法で運用しているのかどうかは把握できていない。しかし、虐待事案増加の背景から、何かしらの方法で住基連携をしている市町村は増えていると聞いています。

委：担当者に住基システムへのアクセス権限を付与すればよいのでは。そうすれば、新規案件の場合は、住基システムのアクセス権限を元に、直接住基ファイルを参照すればよいことになる。異動情報が必要な対象者に関しては、対象者のみ情報を連携をすればよい。全件の複製情報を保有せずとも、異動情報のみを児相システムに抽出してはどうか。手段はほかにもある。よく検討して欲しい。

市：新規案件について、直接住基システムを参照するとなると、住基端末が別のため、手作業となり現行と変わらない。

委：今、話している情報の選択は、システムの構造の問題。本諮問とシステムの作り方については、別問題。何かの機会で、システムの作り方を再検討してはどうか。

事：異動情報の確保について、「住基複製ファイルの作成」以外に方法がないか一旦事務局と担当課で再検討する。今からは委員にて答申の検討をすすめる。

（担当課退席後）

委：セキュリティの担保もされており、また緊急性がある事業であることから、住基連携（「住基複製ファイル」の保有含め）は必要であり、諮問自体は適切であると考えるが、永久的に「住基複製ファイル」を保有することについては再検討すべき。

【答申】

適切であると判断する。

付帯意見：「住基複製ファイル」を常時保有することについて、再検討すること。

日程第4 報告事項①について

特定個人情報保護評価(PIA)の点検について

【総務部総務課】

【概要】

本審議会は、PIA 実施の際の第三者点検を担っているため、本市方針を報告するものである。

令和3年度に修正及び新規作成した19事務について、修正内容の概要を説明した。

日程第4 報告事項②について

個人情報保護法の改正について

【総務部総務課】

【概要】

令和5年春に施行される改正個人情報保護法の目的及び概要を説明した。

その上で、本審議会の諮問項目となっている、①個人情報の収集の制限（条例第9条）、②保有個人情報の収集目的外利用及び外部提供の制限（条例第10条）、③電算処理の規制（条例第11条）、④自己情報の開示の請求（条例第13条）について、改正法では「類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない」とされたことから、本市では、国が示すガイドライン等を踏まえ、地方公共団体の義務等を整理するなかで今後の審議会のあり方を検討していく。

日程第5 その他

「令和2年度（2020年度）情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況」について、事務局より概要を説明した。